

賃金引上げ枠の申請に係る誓約書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下、「本補助金」という。）の賃金引上げ枠の申請に伴い、次の1～3までのいずれにも誓約します。

1. 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より＋30円以上である要件を満たすこと。
2. すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋30円以上を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より＋30円以上とする要件を満たすこと。
3. 上記の要件が満たされなかったことにより、全国商工会連合会会長から本補助金の交付を行わない通知があった場合、その通知に従うこと。

令和5年 9月 5日

法人名(法人の場合) 株式会社プラスミュージック

代表者又は個人事業主の氏名 代表取締役 杉田 久治 印

(※自署または記名捺印)

※裏面あり

事業場内最低賃金算出表

* 事業場内最低賃金の該当者が複数名いる場合は、本ページをコピーしてご提出ください。

以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。その結果を④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額に記載します。

【事業場内最低賃金に該当する労働者名】

稲岡 江利子

該当する賃金体系に チェック		①直近1か月分の賃金 台帳に記載された賃金 額※ ₁	②所定労働時間数 下記〈表1〉を参考にしてください。 ※ ₂	③時間給または 時間換算額(①÷②) ※ ₁
☐	時給制			円
☐	日給制	円/日	(A) 時間	円
☒	月給制	250,000 円/月	(C) 175 時間	1428 円
☐	年俸制	円※ ₃	(D) 時間	円
☐	歩合給制	円※ ₃	(E) 時間	円

※₃ 年俸制は年俸額・歩合給制は1年間に支払われた歩合給の総額

④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額 1時間あたり(1428 円)

※歩合給と固定給を併用している場合は、算出したそれぞれの金額を合算した額となります。

⑤申請時点の地域別最低賃金(1023 円) 都道府県名(大阪府)

(※④が⑤を下回る場合は、申請できません。)

※₁「時間給または時間換算額」の構成要素に参入されないもの(限定列举)

賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、
家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金(結婚祝賀金等)、役員手当

※₂〈表1〉所定労働時間数を算出するための労働時間数の計算方法

- (A) 1日の所定労働時間数 ()時間
 (B) 1年間の所定労働日数 ()日間(365-(1年の休日合計日数))
 (C) 1ヶ月の平均所定労働時間数 (D) ÷ 12
 (D) 1年間の所定労働時間数 (A) × (B)
 (E) 1年間の所定内・所定外含めた総労働時間数(雇入れ1年未満の場合は、
雇用されてからの期間)

原則、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。

事業場内最低賃金算出表

* 事業場内最低賃金の該当者が複数名いる場合は、本ページをコピーしてご提出ください。

以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。その結果を④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額に記載します。

【事業場内最低賃金に該当する労働者名】 井上 恭子

該当する賃金体系に チェック		①直近1か月分の賃金 台帳に記載された賃金 額※ ₁	②所定労働時間数 下記〈表1〉を参考にしてください。 ※ ₂	③時間給または 時間換算額(①÷②) ※ ₁
☐	時給制			円
☐	日給制	円/日	(A) 時間	円
☒	月給制	<u>250,000</u> 円/月	(C) <u>175</u> 時間	<u>1,428</u> 円
☐	年俸制	円※ ₃	(D) 時間	円
☐	歩合給制	円※ ₃	(E) 時間	円

※₃ 年俸制は年俸額・歩合給制は1年間に支払われた歩合給の総額

④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額 1時間あたり(1,428 円)

※歩合給と固定給を併用している場合は、算出したそれぞれの金額を合算した額となります。

⑤申請時点の地域別最低賃金(1,023 円) 都道府県名(大阪府)

(※④が⑤を下回る場合は、申請できません。)

※₁「時間給または時間換算額」の構成要素に参入されないもの(限定列举)

賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、
家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金(結婚祝賀金等)、役員手当

※₂〈表1〉所定労働時間数を算出するための労働時間数の計算方法

- (A) 1日の所定労働時間数 ()時間
 (B) 1年間の所定労働日数 ()日間(365-(1年の休日合計日数))
 (C) 1ヶ月の平均所定労働時間数 (D) ÷ 12
 (D) 1年間の所定労働時間数 (A) × (B)
 (E) 1年間の所定内・所定外含めた総労働時間数(雇入れ1年未満の場合は、
雇用されてからの期間)

原則、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。

事業場内最低賃金算出表

* 事業場内最低賃金の該当者が複数名いる場合は、本ページをコピーしてご提出ください。

以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。その結果を④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額に記載します。

【事業場内最低賃金に該当する労働者名】 <u>森田 佳代</u>				
該当する賃金体系に チェック		①直近1か月分の賃金 台帳に記載された賃金 額※ ₁	②所定労働時間数 下記〈表1〉を参考にしてください。 ※ ₂	③時間給または 時間換算額(①÷②) ※ ₁
☐	時給制			円
☐	日給制	円/日	(A) 時間	円
☒	月給制	<u>250000</u> 円/月	(C) <u>175</u> 時間	<u>1428</u> 円
☐	年俸制	円※ ₃	(D) 時間	円
☐	歩合給制	円※ ₃	(E) 時間	円

※₃ 年俸制は年俸額・歩合給制は1年間に支払われた歩合給の総額

④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額 1時間あたり(1428 円)

※歩合給と固定給を併用している場合は、算出したそれぞれの金額を合算した額となります。

⑤申請時点の地域別最低賃金(1023 円) 都道府県名(大阪府)

(※④が⑤を下回る場合は、申請できません。)

※₁「時間給または時間換算額」の構成要素に参入されないもの(限定列举)

賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、
家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金(結婚祝賀金等)、役員手当

※₂〈表1〉所定労働時間数を算出するための労働時間数の計算方法

- (A) 1日の所定労働時間数 ()時間
(B) 1年間の所定労働日数 ()日間(365-(1年の休日合計日数))
(C) 1ヶ月の平均所定労働時間数 (D) ÷ 12
(D) 1年間の所定労働時間数 (A) × (B)
(E) 1年間の所定内・所定外含めた総労働時間数(雇入れ1年未満の場合は、
雇用されてからの期間)

原則、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。